令和7年度

中堅栄養教諭資質向上研修 II (小·中·特) 【小・中学校】の手引

香川県教育委員会

中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱの手引について ―ねらいと使い方―

- この手引は、中堅栄養教諭資質向上研修 II のねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的 に行われるように作成した。
- 中堅栄養教諭資質向上研修 II の実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果 的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等 に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。

また、香川県教育センター(以下、県教育センターとする。)等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。

- ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連 を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。
- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職としての必要な資質・能力の向上を一層図られることが望まれる。

目 次

Ι	小学校、中学校	交及び特別支援学校中堅栄養教諭資質向上研修実施要項 ・	•	•	•	•	•	1
Π	中堅栄養教諭資	資質向上研修の対象者基準 ・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	3
Ш	中堅栄養教諭資	資質向上研修Ⅱ (小・中・特) の内容 ・・・・・・・・		• •	•	•	•	4
IV	評価票案及び	尾施計画書案の作成について ・・・・・・・・・・	•	•	•	•		6
V	中堅栄養教諭資	資質向上研修に係る評価基準 ・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	7
VI	中堅栄養教諭資	賢質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について ・・・・・・	•	• •	•	•	•	9
様	式等							
	(様式1-1)	中堅栄養教諭評価票(自己評価用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	10
	(様式1-2)	中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	12
	(様式2)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)・・・・・	•	• (•	•	•	14
	(様式例3-1)	県教育センター等における研修受講記録 ・・・・・・	•	• •	•	•	•	16
	(様式例3-2)	校内等における研修受講記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• •	•	•	•	17
	(様式4-1)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用) · · ·	•	• •	•	•	•	18
	(様式4-2)	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用) · · ·	•	• •	•	•	•	19
	〔資料1〕	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ(市町(学校組合)立小・中学校)・	•	•	•	•	•	20
	〔資料2〕	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ(県立中学校、附属小	• 1	中音	学村	交)	•	21
	〔資料3〕	栄養教諭の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	22

I 小学校、中学校及び特別支援学校中堅栄養教諭資質向上研修 実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、栄養教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)における教育に関し相当の経験を有し、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることにおいて(学校教育法37条による)中核的な役割を担う栄養教諭(以下「中堅栄養教諭」という。)について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の栄養教諭に対する中堅栄養教諭資質向上研修は、香川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が実施する。
- (2) 市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条により、中核市を除く。以下同じ。)は、その所管に属する学校の中堅栄養教諭について、県教育委員会が実施する中堅栄養教諭資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

- (1) 中堅栄養教諭資質向上研修の対象者は、原則として、小学校等の在職期間が6年を経過した栄養教諭及び10年を経過した栄養教諭とする。
- (2) 在職期間は、次の計算方法によるものとする。
 - ① 在職期間は、国立、公立又は私立の小学校等の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間 (臨時的に採用された期間を除く。)を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する職に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - ③ 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を当該在職期間から除算するものとする。
 - ア 国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規 定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)又は地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3年法律第110号)の規定により育児休業をした期間
 - オ 私立の小学校等の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエの 期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

5 内容

中堅栄養教諭は、校内等における研修(6日程度)を受けるとともに、校外において香川県教育センター(以下「県教育センター」という。)等における研修(10日程度)を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関する年間を通した全体的な計画(以下「年間計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅栄養教諭の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅栄養教諭に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅栄養教諭資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅栄養教諭に対して 指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅栄養教諭が校外における研修を受ける間、その業務等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅栄養教諭の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性等を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅栄養教諭資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ 中堅栄養教諭資質向上研修の対象者基準(小・中・特)

対 象	○ 原則として、在職期間が6年を経過した栄養教諭等及び10年を経過した栄養 教諭(以下「中堅栄養教諭」という。)
在職期間	 ○ 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の学校栄養職員及び栄養教諭として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)を通算した期間とする。 ○ 次の場合は在職期間に通算するものとする。 ・指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 ・大学院修学休業をした期間 ・国際機関等に派遣された期間 ・公益法人等に派遣された期間 ・特別選考採用者が他県等で教職(教諭・養護教諭・栄養教諭)に就いていた期間 ・育児短時間勤務をしていた期間
在職期間から除算する場合	 ○ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を当該在職期間から除算する。 ・休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間 ・職員団体の役員として専ら従事した期間(地方公務員法第55条の2第1項) ・育児休業をした期間 ・配偶者同行休業をした期間 ・その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間
中堅栄養 教諭資質 向上研修 の対象か ら除く者	○ 次の者を中堅栄養教諭資質向上研修の対象から除くものとする。・臨時的に採用された者・他の教育委員会が実施する同等の研修を受けた者・教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、任命権者が中堅栄養教諭資質向上研修を実施する必要がないと認めた者
受講すべの 養質 向 を 者 質 を 事 質 を 事 質 の 養質 の を 者 る 者	 ○ 次の者は中堅栄養教諭資質向上研修の実施を延期するものとする。 ・受講すべき年度(以下「当該年度」という)中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・その他上記に類似する者 ○ 延期された者は、延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。

Ⅲ 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ(小・中・特)の内容

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱの内容を定める。

1 県教育センター等における研修(4日)

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

□	期日	指標	研 修 内 容	場所	備考
	オンライン研修 (オンデマンド型) 4月・5月		オリエンテーション ※計画の立案前に各自で視聴すること	各所属 校等	
1	6/12 (木) 9:25~16:25	栄 Cc2 栄 Aa2 栄 Ac2 栄 Cb2	研修に向けて 講話・演習「学校における危機管理」 講話・演習「教育法規II(交通法規、個人情報の保護等)」 講話・演習「中堅栄養教諭に求められるもの(食に関する指導・給食管理の両面から)」 実践発表・研究協議「家庭や地域との連携の図り方」	果教育センター	中堅教諭II(小・中) 中堅養護II(小・中・高・特) と一部合同 高松市と共催
2	7/23 (水) 9:25~16:25	栄 Bb2 栄 Bb2	講話・演習「教科等における食に関する指導 I (学習指導案の作成)」 講話・演習「教科等における食に関する指導 II (模擬授業)」	果教育センター	新採栄養 (小・中) (特) 中堅栄養 I (小・中) (特) と合同 高松市と共催
3	7/28 (月) 9:25~16:25	栄 Cb2 栄 Cb2 栄 Bb2	講話・演習「児童虐待防止のためのネットワークづくり」研究協議「校内・校外における連携の図り方」分科会1「教諭・養護教諭・栄養教諭の連携」 講話・演習「最近の食中毒の動向と学校給食衛生管理基準に基づいた評価と改善」 講話・研究協議「給食管理と食に関する指導の取組と課題」	果教育センター	中堅教諭 II (小・中) 中堅教諭 (幼・こ) 中堅養護 II (小・中・高・特) と一部合同 高松市と共催
4	12/26 (金) 9:25~16:25	栄 Ca2 栄 Ca2 栄 Aa2 栄 Ac2	公開講演「社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント」研究協議「カリキュラム・マネジメント」 講話・演習「教育法規Ⅲ(体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等)」 講話・研究協議「給食管理と食に関する指導の成果と課題」 閉講式	果教育センター	中堅教諭I(小・中)(高・特) 中堅養護I(小・中・高・特) と一部合同 高松市と共催

- ※ 指標については、[資料4]を参照する。
- ※ 研修日程等に変更がある場合には別途連絡する。
- (1) 栄養教諭の職務に関する研修

栄養管理、衛生管理、食に関する指導等について研修を行い、職務の遂行に必要な資質の向上 を図る。

(2) 専門的な分野等に関する研修

教育法規(交通法規、個人情報の保護、体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止を含む)、学 校保健・学校安全、児童虐待防止等の喫緊の課題について研修を行い、必要な資質を高める。

2 校内等における研修(3日程度)

- (1) 基礎研修(栄養教諭と研究活動)
 - 研究結果の分析の方法
 - ・ 研究のまとめ方
- (2) 食に関する指導や給食管理等に関する特定課題研究
 - (例) 食に関する指導
 - ・ 指導計画・学習指導案の作成
 - ・ 教材、教具の開発と工夫
 - 授業等の実施と協議
 - (例) 給食管理
 - 栄養管理
 - 衛生管理
 - (例) その他
 - 家庭や地域との連携
 - 地場産物の活用等
- (3) 放送大学で学ぶ(受講科目にかかわらず、3日の研修に位置付ける。)
 - ・ 放送大学のテキストと放送授業(BS放送(テレビ・ラジオ))、インターネット等を利用し 大学の授業を受講する。

放送大学について

(期間) 2025年10月1日~2026年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生) (受付)第1回 2025年6月10日 (Web・郵送)~2025年8月29日 (入学試験なし) 第2回 2025年8月30日 (Web・郵送)~2025年9月11日 (入学試験なし) (費用) テキスト代含む。

区 分	入 学 料	授業料(2単位)
科目履修生(学部)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)	14,000円	24,000円

- ※ 費用は個人負担とする。
- ※ 公立学校共済組合の割引(入学金が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。(入学に関しては、科目・選科・全科を問わない)
- (学習方法) BS放送やインターネットを通じて、自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴して学習をすることができる。単位認定試験もインターネットを通じて行う。

(科目例)

- ・学 部:小学校外国語教育教授基礎論、道徳教育論、新時代の生徒指導、教育のための I C T活用、特別支援教育総論など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接 校種、上位の免許状の取得に活用できる。
- ・大学院:カリキュラムの理論と実践、教育行政と学校経営、道徳教育の理念と実践、海外の教育改革、教育心理学特論など約70科目。専修免許状の取得に活用できる。

(スケジュール)

- ・単位認定試験:学部、大学院 2026年1月18日~1月26日(択一式) ※自宅などで、Web単位認定試験システムにアクセスして受験する
- •成績通知:2026年2月下旬

(再視聴施設の利用)

・丸亀市飯山総合学習センターに再視聴施設(学習室)があり、所定の手続きをすれば、本施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合先)

・放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1:香川大学幸町北キャンパス内) [電 話] 087-837-9877

[ウェブサイト] https://www.ouj.ac.jp [e-mail] c37-ksc@ouj.ac.jp

Ⅳ 評価票案及び実施計画書案等の作成について

中堅栄養資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」及び「中堅栄養教諭資質向上研修II実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 評価票案等について

「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という。(様式1-2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

受講者本人(中堅栄養教諭)

(1) 中堅栄養教諭は、「中堅栄養教諭評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という。(様式 1-1))を校長に提出する。

「自己評価票」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICT や情報・教育データの利活用」の各観点についての評価を基準により4段階で記入し、「研修に向けての課題等」欄については、自己評価の結果や得意分野を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記述する。

校長

- (2) 校長は、「自己評価票」を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点に〇印を付ける(複数可)。「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。
- (3) 「評価票案」の校務分掌等は令和7年4月1日現在のものを記入する。
- (4) 小学校及び中学校の校長は、「評価票案」を**令和7年5月8日(木)**までに所管する教育委員会 (県立学校及び附属学校においては県教育センター)へ1部提出する。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という。(様式2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修とに分けて、内容等の必要な事項を記入する。
- (2) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「(様式2)記入例」を参考にする。
- (3) 校長は、「実施計画書案」を**令和7年5月8日(木)**までに、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に1部提出する。
- (4) 所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)は、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。

3 決定した実施計画書について

校長は、決定した「実施計画書」を、**令和7年5月15日(木)**までに所管する教育委員会へ3部 (県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。

V 中堅栄養教諭資質向上研修に係る評価基準

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」 における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評 価	基準		
4	中堅栄養教諭として求められる程度以上に優れている		
3 中堅栄養教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている			
2	中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしている		
1	中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしていない		

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標(栄養教諭の指標)

	キャリアステージ	基礎期	発展期	深化期
l l	安となる経験年数	1年目~6年目	7年目~20年目	2 1年目~
	使命感	教員の使命と責任を理解 し、法規の遵守や綱紀の保 持などに対する意識を高	ミドルリーダーとしての使命感、 責任感と高い倫理観に基づき、法 規の遵守や綱紀の保持などを率先	他教員の範となるような 確たる倫理観に基づき、法 規の遵守や綱紀の保持な
	責任感	め、教員として必要な倫理 観を培う。	して実践する。	どについて、使命感、責任 感を持って助言する。
素養・資質	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や 行動ができ、円滑なコミュニケー ション力や豊かな人間性を身に付 ける。	教育者として信頼される 発言や行動ができ、自ら範 を示すとともに、コミュニ ケーション能力を生かし て、周囲の関係を調整す る。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
	子ども理解	子どもとのかかわりを通 して、子どもの発達の段階 や成長の背景、配慮を必要 とする子どもへのかかわ り方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景 を理解し、子どもとの関係を深め るとともに、配慮を必要とする子 どもへの対応など、個に応じた適 切な理解ができる。	個に応じた適切な理解を 基に、子どもの個性が発揮 できるよう専門的立場か らの配慮ができる。
知識・技能	食に関する指導	職務の専門性を理解し、実践に生かせる知識や技能を身に付け、学校において果たすべき役割を理解し、実践力を身に付ける。 食事摂取基準、学校給食衛生管理基準を理解するとともに、学校給食を生きた教材として活用できる給食管理を行うことができる。	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	自らの指導実践を広く情報発信するなど、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かすことができる。 給食管理について、市町等において指導的立場を果たすことができる。
	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもの自己存在感を高め、成長を援を行うとともに、共感的な人間関の教育活動の活性化につながる集団	係を育成し、学校全体

	学校づくり	学校の教育目標を理解し、 目標達成に向けた自己の 役割を自覚し、特色ある学 校づくりにおける「チーム 学校」の一員として行動す る。	学校の教育目標の達成に向けて、「きとして積極的にかかわり、特色あるむ。	
連携・協働	参画・運営	保護者や地域との連携の 必要性を理解し、管理職や 同僚に報告、連絡、相談を しながら、教員集団の中で 自ら進んでかかわりを持 つ。	保護者や地域との連携に積極的に かかわるとともに、他の関係機関 等との連携を強化し、協働におい て中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等 に対して学校の取組を広 報し、校内外における連携 を強化し、協働体制づくり においてリーダーシップ を発揮する。
	危機管理	食に関する多様なリスク やトラブルを理解し、それ に対応する力を身に付け、 安全で安心な学校づくり に取り組む。	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を 提案し、安全で安心な学校づくり を推進する。	食に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを発揮する。

特別な配慮や 支援を必要とする 子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要 とする子どもの特性等を 理解し、対応するために 必要となる知識や支援方 法を身に付け、学習上・ 生活上の支援の工夫を行 うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子 どもの特性等を理解し、学習上・ 生活上の支援の工夫を適切に行う とともに、関係教職員、保護者や 学校給食調理従事者等と連携しな がら組織的に対応することができ る。	特別な配慮や支援を必要 とする子どもに対して、 適切に対応するととも に、他教員への指導や助 言、関係機関や専門機関 等との連携を積極的に推 進することができる。
ICT や情報・教育 データの利活用	学校における ICT 活用の 意義を理解し、食に関す る指導や給食管理等にお いて ICT を積極的に活用 するとともに、子どもの 情報活用能力を育成する ための実践を行うことが できる。	ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を 高めるとともに、他教員 に効果的な活用方法を指 導助言することができ る。情報・教育データを 活用して組織的な課題を 明確にし、解決に向けて 働きかけることができ る。

VI 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書等の作成について

中堅栄養教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)」(以下「報告書(校長用)」という。(様式5-2))を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 実施報告書について

受講者本人(中堅栄養教諭)

(1) 中堅栄養教諭は、「中堅栄養教諭資質向上研修II実施報告書(本人用)」(以下「報告書(本人用)」という。(様式5-1))を作成し、校長に提出する。

「報告書(本人用)」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各観点について自己評価し、記述する。

校長

- (2) 校長は、「報告書(本人用)」を基に、中堅栄養教諭が自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書(校長用)」を作成する。「総合所見」欄については、研修の成果や今後の課題等を総合的に記述する。
- (3) 校長は、「報告書(校長用)」を**令和8年2月27日(金)**までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。

2 各研修における研修受講記録について

各研修終了後、中堅栄養教諭は、県教育センター等における研修受講記録(様式例4-1)及び校内等における研修受講記録(様式例4-2)を作成し、校長に提出する。

令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ

(様式1-1) **令和7年度 中堅栄養教諭評価票(自己評価用)**

		·	·		·	フリガナ	
校名			学校	職名	栄養教諭	受講者名	
核	で務分掌等						

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基準	評 価
中堅栄養教諭として求められる程度以上に優れている	4
中堅栄養教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅栄養教諭として求められる最低限の程度を満たしていない	1

	<i>年</i> 日 . F:	本件投稿しず屋畑とたようなフロサからか	≐ π	ľπ·
	観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評	価
		ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の		
	使命感	遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内で		
	• 	の意識が高まる雰囲気をつくることができる。		
	責任感	・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の		
		教育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。		
Α		教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。		
	->	- ヨンガや豆がな八間性を対に付ける。 - (例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言や		
素養	コミュニケーション	かかわりができる。		
養		・教育者としての自覚ある言動を通して、子供や保護者、同僚及び地域の人々		
沓		との信頼関係を築くよう努めることができる。		
資質		自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、 適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。		
		個別な自信収定のもと、等日圧を同めるための明元と修復に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自	ン や 々 、 自図 を合)、 づこ こ 女	
	自己研鑽	らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図		
	口口列頭	ることができる。		
		・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を 収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合		
		う教員集団づくりに貢献することができる。		
		子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深める		
		とともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な		
		理解ができる。		
	子ども理解	(例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくるこ		
		とができる。		
		・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に		
В		応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。		
		専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。		ſ
知		晋を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。		
識	食に関する指導	(例)・学校教育活動全体を通じた学校における食育推進の中核的な役割を果たすと		
-		ともに、適切に評価・改善することができる。		
技能		・食事摂取基準の考え方に基づいた栄養管理を行うとともに、定期的に評価改善まな行うこれができる。第45年間よの課題な光葉されてよればできる。		
		善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善		
		もに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につな		ſ
	عدد حال ال	がる集団づくりができる。		
	生徒指導	(例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童		ſ
		生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題		ſ
		・ 児童生徒の自己存任感を高めることもに、児童生徒の行業を兄佑え、同趣 解決能力を高めるための支援をすることができる。		
		カルのログではなったので入びですることできます。		

	観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評	価
		学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。		
	学校づくり	(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特色ある学校づくりに参画することができる。 ・組織の一員として、学校の課題解決に向けて、栄養教諭としての専門性を発揮することができる。		
С	参画	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。		
連 携 •	運営	(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、その関係を円滑にするために働きかけることができる。 ・協働的な教員集団づくりに中心となって関わるとともに、後輩教員に的確な助言や支援をすることができる。		
協働	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。 (例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動に配慮した環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策及び未然防止策を講じることができる。 ・学校給食におけるリスク要因を分析し、緊急時マニュアル等の改善ができ、全教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。		
特別な配慮や 支援を必要とする 子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。 (例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。・関係教職員、保護者、学校給食調理従事者や関係機関等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。		
ICT や情報・教育 データの利活用		ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。 (例)・ICT を効果的に活用して、食に関する指導等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援について栄養教諭の立場から積極的に提案したりすることできる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。		
研修に向けての課題等				
	I	評価年月日 令和 年 月		日

(様式1-2) 令和7年度 中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)

校			職		フリガナ	
名		学	名	栄養教諭	受講者名	
校務	分掌等					

「令和7年度 中堅栄養教諭評価票(自己評価用)」(様式1-1)を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点に \bigcirc 印を記入してください(複数可)

	観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○即
	体会感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵 守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	使命感 ・ 責任感	(例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持について、校内での 意識が高まる雰囲気をつくることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教 育に携わるとともに、後輩教員への支援をすることができる。	
A		教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション 力や豊かな人間性を身に付ける。	
素養・資質	コミュニケーション	(例)・相手の思いや考えをその背景を含めて理解し、状況に応じて、適切な助言やかかわりができる。・教育者としての自覚ある言動を通して、子供や保護者、同僚及び地域の人々との信頼関係を築くよう努めることができる。	
質		自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
	自己研鑽	(例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めるとともに、学校課題を自らの課題として捉え、改善を図ることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を示し、積極的に教育情報を収集したり、課題解決のための具体的な提案をしたりしながら、共に高め合う教員集団づくりに貢献することができる。	
		子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	子ども理解	(例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに積極的にかかわり、一人一人の児童生徒に心地よい居場所をつくることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
B 知		専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。	
識·技能	食に関する指導	(例)・学校教育活動全体を通じた学校における食育推進の中核的な役割を果たすとともに、適切に評価・改善することができる。 ・食事摂取基準の考え方に基づいた栄養管理を行うとともに、定期的に評価改善を行うことができる。衛生管理上の課題を改善することができる。	
		子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる 集団づくりができる。	
	生徒指導	(例)・他の教員と組織的に対応しながら、学級や学年のみならず学校全体の児童生徒の実態を把握し、よりよい集団づくりに取り組むことができる。 ・児童生徒の自己存在感を高めるとともに、児童生徒の将来を見据え、問題解決能力を高めるための支援をすることができる。	

受講者

	観点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	〇印
		学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	学校づくり	(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自校の特徴と課題を踏まえ、積極的に特色ある学校づくりに参画することができる。 ・組織の一員として、学校の課題解決に向けて、栄養教諭としての専門性を発揮することができる。	
С	参画	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との 連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
連 携 · 協	運営	(例)・保護者や地域、外部の専門機関等との連携の強化に努め、組織の一員として、 その関係を円滑にするために働きかけることができる。 ・協働的な教員集団づくりに中心となって関わるとともに、後輩教員に的確な助 言や支援をすることができる。	
働		食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案 し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
	危機管理	(例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動に配慮した環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策及び未然防止策を講じることができる。 ・学校給食におけるリスク要因を分析し、緊急時マニュアル等の改善ができ、全教職員に共通理解を図り、組織的に事故防止対策に取り組むことができる。	
44		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理 従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	
支援	別な配慮や を必要とする ごもへの対応	(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等を理解するとともに、教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進することができる。 ・関係教職員、保護者、学校給食調理従事者や関係機関等と連携の強化に努め、個々の課題を解決するために指導や支援の組織的な対応を提案することができる。	
		ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
ICT や情報・教育 データの利活用		(例)・ICT を効果的に活用して、食に関する指導等の授業を行ったり、一人一人の児童 生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等の支援について栄養教諭の立場から 積極的に提案したりすることできる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うとともに、 校内の情報化においてリーダーシップを発揮することができる。	
総合所見			
評価年月		年 月 日 評価者 散 校長 日 名	

(様式2) **令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)**

校名	(学校	受講者名()	
			校長名()	
1	固人研修課題						
月	県教育センター等	における研修	校内等における研修		事前課題・提出物等		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10	実施計画書		詩に、香川県教育センター オ				
11	画を視聴して の 動画は	ください。 令和7年4月1	教諭、栄養教諭資質向上研修Ⅱ 日(火)より視聴可能です。 -のログインには、閲覧ⅠDと				
12	→ ○ オンライン研修サイトのログインには、閲覧 I Dとパスワードが必要です。						
1	令和7	年度の閲覧 [は、4月上旬に	⑤IDとパスワードを使用 Oとパスワードの設定、及び閲 C香川県教育センターから各学		•		
2							
ર						_	

(様式2) 記入例 **令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)**

校名(学村	交) 受	講者名	(実施計画書案が決定した	
評価票案等に基づき、中堅栄養教諭の意	校	長 名	(→ 案を取り、実施計画書と √ 提出する。	こして
見や希望を参考にしながら決定する。		X 1	(<u> </u>	

1	固人研修課題		関する指導の充実について	践を中心にして 一
月	県教育センター等に	こおける研修	校内等における研修	事前課題・提出物等
	I		「Ⅲ 2 校内等における研修」を 基に作成する。(3日程度)	○自己評価票、実施計画書案作成・提出(校内)
5	○オンライン研修一ション」受講	「オリエンテ		○評価票案、実施計画書案提出 (8日)○実施計画の決定○実施計画書提出(15日)
6	○県教育センター∃ (12 日)	上催研修		
7	○県教育センターヨ (23 日)○県教育センターヨ (28 日)		○校内実践授業に向けた教材研究、学習指導案の作成	○「教科等における食に関する 指導」資料準備 (7月23日集合研修に向けて) ○「給食管理と食に関する指導 の取組と課題」資料準備 (7月28日集合研修に向けて)
8			○食に関する実態調査の実施と 結果のまとめ	
9				
10			○校内実践授業、授業後の指導	
11				
12	○県教育センターョ (26 日)	上催研修		○「カリキュラム・マネジメント」資料準備(12月26日集合研修に向けて)
1				○研修受講記録提出 (校内)
2			○1年間の研修のまとめ	○実施報告書作成·提出(校内) ○実施報告書提出(27 日)
3				

(様式例3-1) 中**堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ 県教育センター等における研修受講記録**

		校名	(学校	٤)	受講者	名()
研修	多日時	月	日()曜日	:	~	:		研修会場		
研修内容											
研修成果及び感想											
研修	多日時	月	日()曜日	:	~	:		研修会場		
研修内容											
研修成果及び感想											

※学校独自の様式も可

(様式例3-2) 中**堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ 校内等における研修受講記録**

	校名(学校) 受講者名()
研修日時	研修内容	研修成果及び感想	
月 日 () : S :			
月 日 () : ;			
月 日 () : ;			

※学校独自の様式も可

(様式4-1) 令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)

				フリカ゛ナ	
校名	学校	職名	栄養教諭	受講者名	

	観 点	育成指標		報告	テ及び自	己評価	
A	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使作 倫理観に基づき、法規の遵守 を率先して実践する。	でや綱紀の保持など				
素 養	コミュニケーション	を身に付ける。	力や豊かな人間性				
資質	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、 教育情報を広く収集し、適 と、専門性を高めるための	切な目標設定のも 研究と修養に励む。				
В	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の どもとの関係を深めるととする子どもへの対応など、個 解ができる。	もに、配慮を必要と 間に応じた適切な理				
知識・技	食に関する指導	専門的知識や技能をより一脚 指導について評価し、改善 る。 給食管理の評価と改善ができ	を図ることができ				
能	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、 適切な支援を行うとともに、 を育成し、学校全体の教育活 がる集団づくりができる。	共感的な人間関係				
С	学校づくり	学校の教育目標の達成に向り の推進役として積極的にかっ 校づくりに取り組む。					
連 携 •	参画・運営	保護者や地域との連携に積 ともに、他の関係機関等との 働において中心的な役割を!	D連携を強化し、協 果たす。				
協働	危機管理	食に関する多様なリスクや 未然防止策や対応策を提案 校づくりを推進する。	し、安全で安心な学				
	削な配慮や支援を 必要とする 子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要と 等を理解し、学習上・生活上 切に行うとともに、関係教職 給食調理従事者等と連携し 応することができる。	の支援の工夫を適 戦員、保護者や学校 ながら組織的に対				
	IT や情報・教育 データの利活用	ICT を効果的に活用した食行い、給食管理等の効率化及生活の改善を図るため、情報切に活用することができる。	び子どもの学習や 服・教育データを適				
成果と課題							
			報告年月日	令和	年	月	日

-18-

(様式4-2) 令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)

(1	 _ /	1- 11-	 	- 37 V	1117777	, , , , ,	<u> </u>	1101001
						フリカ゛ナ		
校名			学校	職名	栄養教諭	受講者名		

	観点	育成指標
Α	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守 や綱紀の保持などを率先して実践する。
素養・咨	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力 や豊かな人間性を身に付ける。
資質	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
В	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。
知識・芸芸	食に関する指導	専門的知識や技能をより一層高め、食に関する指導について評価し、改善を図ることができる。 給食管理の評価と改善ができる。
技能	生徒指導	子どもの自己存在感を高め、成長を促すための適切な支援を行うとともに、共感的な人間関係を育成し、学校全体の教育活動の活性化につながる集団づくりができる。
С	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。
連携・	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。
働	危機管理	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、 安全で安心な学校づくりを推進する。
	別な配慮や支援を 必要とする 子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。
	CT や情報・教育 データの利活用	ICT を効果的に活用した食に関する指導等を行い、給食管理等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。
総合所見		
	B告 月日 令和 年	月 日 報告者 職名 校長 氏名

〔資料1〕 **令和7年度 中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱに係る文書等の流れ**(市町(学校組合)立小・中学校)

4月 下旬	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定						
	評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。						
	・「中堅栄養教諭評価票(自己評価用)」	(様式1-1) ※					
評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを1部提出する。							
	・「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」	,					
4 月	<提出期限: 令和7年5月 8日(木) >						
5 月	実施計画の決定 ○所管する教育委員会は、提出書類を受けて必要な調整: 係学校長に連絡する。	を行い、実施計画を決定し、関					
実施計画書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。							
	・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」	(様式2)					
	○市町(学校組合)教育委員会は、教育事務所に2部提 <提出期限 ○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。	: <mark>令和7年5月15日 (木)</mark> > 出する。 : <mark>令和7年5月22日 (木)</mark> > : <u>令和7年6月 2日 (月)</u> >					
6 月	県教育センター等における研修、校内等における研修 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出	する。					
~ 2 月	・「県教育センター等における研修受講記録」 ・「校内等における研修受講記録」	(様式例 3 - 1) ※ (様式例 3 - 2) ※					
	実施報告書の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。						
	・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用))」(様式4-1)※					
2 月 実施報告書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。							
•	・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用))」 (様式4-2)					
3 月	○市町(学校組合)教育委員会は、教育事務所に2部提						
	○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。	: 令和8年3月 3日(金)					

- ※ (様式1-1)(様式03-1)(様式03-2)(様式04-1)については市町(学校組合)教育委員会・教育事務所・県教育センターに提出する必要はない。
- 様式は県教育センターWeb サイトからダウンロードできる。

〔資料 2 〕 **令和 7 年度 中堅栄養教諭資質向上研修 Ⅱ に係る文書等の流れ** (県立中学校、附属小・中学校)

4月 下旬	中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱを受ける者の決定					
	評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。					
	・「中堅栄養教諭評価票(自己評価用)」 (様式1	-1) ※				
	評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを1部提出する。					
4 月	・「中堅栄養教諭評価票(案)(校長評価用)」 (様式1 ・「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書(案)」 (様式2	·				
•	<提出期限: 令和7年5 人	8日(木)				
5 月	実施計画の決定 ○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校上	長に連絡する。				
	実施計画書の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを1部提出する。					
	•「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施計画書」 (様式 2)				
	<提出期限: 令和7年5月15日(木) >					
6 月 県教育センター等における研修、校内等における研修 ○中堅栄養教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。						
2 月	・「県教育センター等における研修受講記録」 (様式例 ・「校内等における研修受講記録」 (様式例	3-1) % 3-2) %				
	実施報告書の作成					
	○中堅栄養教諭は、校長に次のものを提出する。					
2 月	•「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(本人用)」 (様式 4	-1) ※				
· 3 月	実施報告書の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを1部提出する。					
	·「中堅栄養教諭資質向上研修Ⅱ実施報告書(校長用)」 (様式 4	-2)				

- ※ (様式1-1)(様式03-1)(様式03-2)(様式04-1)については県教育センターに提出する 必要はない。
- 様式は県教育センターWeb サイトからダウンロードできる。

栄養教諭の指標(香川県教員等人材育成方針)

キャリアステージ			☆四世 ○	TILL O
観点		基礎期 1 	発展期 2 	深化期 3
目安となる経験年数		1 年目~6年目	7年目~20年目	21年目~
素養・資質(A	使命感•責任感 a	遵守や綱紀の保持などに対する意	ミドルリーダーとしての使命感、責 任感と高い倫理観に基づき、法規の 遵守や綱紀の保持などを率先して 実践する。	理観に基づき、法規の遵守や綱紀の
	コミュニケーション b	もや保護者などと適切なコミュニ	教育者として自覚を持った発言や 行動ができ、円滑なコミュニケーションカや豊かな人間性を身に付ける。	動ができ、自ら範を示すとともに、
	自己研鑽 c	見つめ、適切な目標設定のもと、探	自己の教育実践を振り返り、課題解 決のために教育情報を広く収集し、 適切な目標設定のもと、専門性を高 めるための研究と修養に励む。	より効果的な教育活動の実践に取
知識•技能 B	子ども理解 a	もの発達の段階や成長の背景、配慮 を必要とする子どもへのかかわり	子どもの発達の段階や成長の背景 を理解し、子どもとの関係を深める とともに、配慮を必要とする子ども への対応など、個に応じた適切な理 解ができる。	もの個性が発揮できるよう専門的
	食に関する指導 b		専門的知識や技能をより一層高め、 食に関する指導について評価し、改 善を図ることができる。	
		食事摂取基準、学校給食衛生管理基準を理解するとともに、学校給食を生きた教材として活用できる給食管理を行うことができる。	給食管理の評価と改善ができる。	給食管理について、市町等において 指導的立場を果たすことができる。
	生徒指導 C	子どもに自己存在感や自己決定の 場を与え、成長を支援するととも に、共感的な人間関係を育成し、計 画的に集団づくりへの取組ができ る。	子どもの自己存在感を高め、成長を に、共感的な人間関係を育成し、学 る集団づくりができる。	促すための適切な支援を行うととも 校全体の教育活動の活性化につなが
連携・協働 C	学校づくり a		学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的に かかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画 • 運営 b	理解し、管理職や同僚に報告、連絡、 相談をしながら、教員集団の中で自	保護者や地域との連携に積極的に かかわるとともに、他の関係機関等 との連携を強化し、協働において中 心的な役割を果たす。	学校の取組を広報し、校内外におけ
	危機管理 C	ルを理解し、それに対応する力を身	食に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を 提案し、安全で安心な学校づくりを 推進する。	ルに対して学校全体で取り組める
特別な配慮や支援を 必要とする子どもへの 対応 ア		どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校給食調理従事者等と連携しながら組織的に対応することができる。	どもに対して、適切に対応するとと もに、他教員への指導や助言、関係 機関や専門機関等との連携を積極
ICT や情報・教育 データの利活用 イ		解し、食に関する指導や給食管理等 において ICT を積極的に活用する		ともに、他教員に効果的な活用方法 を指導助言することができる。情
			-	•

公立小·中学校用

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札(各学校・園で使用しているもの)、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分(午後1時25分)である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時(午後1時)から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町(学校組合)教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町(学校組合)教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。(あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または逓送でもよい。)

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地 電 話 番 号 提出先メールアドレス

〒761-8031 香川県高松市郷東町 5 8 7 - 1 0 8 7 - 8 1 3 - 0 9 4 1 (教職員研修課) kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体 温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分(午後からの研修の場合は午前10時30分)から研修開始時刻までの間に、<u>県内いずれかの地域(※)</u>に警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪)が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。 その場合は、後日、欠席等の届を提出する。
 - * いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

県立学校、附属学校用

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- 名札(各学校・園で使用しているもの)、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- 研修開始時刻は午前9時25分(午後1時25分)である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時(午後1時)から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。 その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。(メールによる提 出ができない場合は、郵送または逓送でもよい。)

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地 電 話 番 号 提出先メールアドレス

〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1087-813-0941 (教職員研修課) kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体 温調節のための衣類等が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分(午後からの研修の場合は午前10時30分)から研修開始時刻までの間に、<u>県内いずれかの地域(※)</u>に警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪)が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。 その場合は、後日、欠席等の届を提出する。
 - * いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する